令和3年度から研修を開始する研修医の募集定員について

募集定員数合計 231人 (募集定員の上限 242人)

○ 各臨床研修病院の内訳

No.	病院名	募集定員
1	みやぎ県南中核病院	9人
2	東北労災病院	10 人
3	東北大学病院	44 人
4	JCHO仙台病院	8人
5	仙台厚生病院	10 人
6	東北公済病院	6人
7	仙台医療センター	19 人
8	東北医科薬科大学病院	30 人
9	仙台オープン病院	6 人
10	仙台市立病院	17 人
11	仙台赤十字病院	6 人
12	仙台徳洲会病院	5 人
13	坂総合病院	13 人
14	総合南東北病院	3 人
15	大崎市民病院	19 人
16	栗原市立栗原中央病院	6人
17	石巻赤十字病院	14 人
18	気仙沼市立病院	6人
計		231 人

※各病院の意向及び募集定員の 上限等を最大限考慮したもの。 なお、過去の実績及び対前年度 増減数については参考資料3参照。

【参考】国から示された宮城県の募集定員の上限

研修開始年度	R 3
(マッチング年度)	(R2)
	242人

<参考>これまでの推移

(うち、医師少数区域の人口によって加算された配分

R 2	H31	H30
(R1)	(H30)	(H29)
216人	203人	185人

※東北医科薬科大学医学部開設に伴い、本県では 段階的に募集定員が増加している状況。

(内訳)下線項目が新規項目

① 基本となる数(人口又は医学部入学定員に応じた配分)

182人

② 地域枠(奨学金貸与者数に基づく配分)

21人

③ 地理的条件等に加算(面積、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分)

46人 8人)

④ 激変緩和措置(前年度の採用数保障のための調整)

▲ 7人

根拠通知

(「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(令和2年3月30日一部改正)厚生労働省医政局長通知より一部抜粋)

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。(中略)

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること。

(中略)

- (3) 都道府県における病院ごとの募集定員の算定方法
 - (2)の定員の算定方法は、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)施行前に、国において採用していた次の算定方法を参酌の上、定めること。

24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるにあたっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。